

令和4年10月13日

市政記者 各位

経済観光文化局国際経済・コンテンツ部
まつり振興課

屋台営業候補者公募の応募状況について（お知らせ）

福岡市屋台営業候補者公募（第4回）については、10月11日に募集を締め切り、下記の応募状況となりましたので、お知らせします。

1 応募者数

65人

※ 応募倍率は過去最高の5.00倍

【参考】過去の応募状況

区分	募集区画数	応募者数	倍率
第1回	28区画	108人	3.86倍
第2回	14区画	22人	1.57倍
第3回	10区画	21人	2.10倍
第4回(今回)	13区画	65人	5.00倍

2 営業希望地区（事前調査）

応募者に対し、現時点における営業希望地区（希望順位）を確認しました。

この営業希望地区（希望順位）については、最終的に、1次審査通過者が提出する書類（営業計画書）において確定します。

地区	募集区画数	希望者数	うち第1希望者数
昭和通	2区画	39人	1人
清流公園	1区画	57人	38人
天神中央	2区画	53人	13人
渡辺通	1区画	47人	5人
長浜（個人）	7区画	34人	3人
長浜（グループ）	4区画及び	2グループ	2グループ
	2区画	（5人）	（5人）

※ 上記「希望者数」は、希望順位に限らずその地区を希望した応募者の合計です。

【募集区画について】

今回の公募では、計13区画を5つの地区に分けて、地区ごとの募集を行っており、応募者は、順位を付けて、希望する全ての地区に応募することができます。

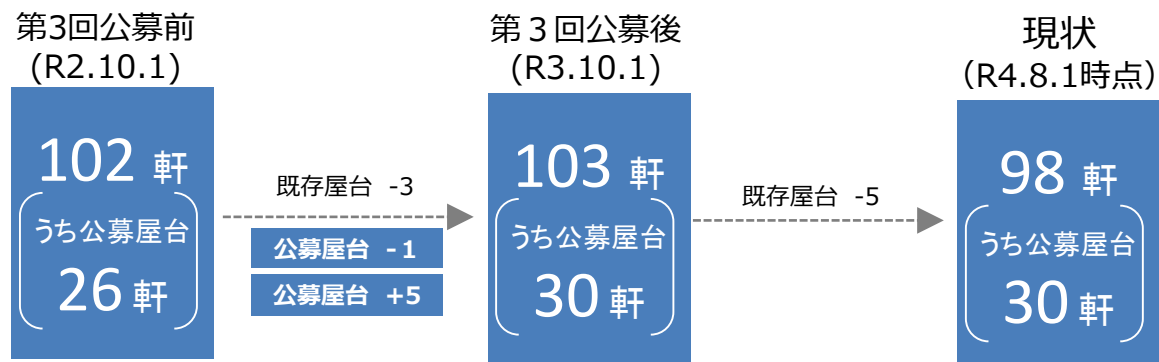
なお、長浜地区については、2～4名を1グループとしたグループ応募を行いました。

【参考】公募スケジュール

内 容		時 期
募集要項の公表・配布		【済】 令和4年8月12日(金)～
募集期間		【済】 8月12日(金)～10月11日(火)
屋台公募イベント		【済】 8月28日(日)
選 考 期 間	1次審査(筆記試験)	10月23日(日)
	1次審査結果通知	10月下旬(予定)
	営業計画書等提出期間	11月上旬～下旬(予定)
	2次審査A(書類審査)	12月上旬～下旬(予定)
	2次審査B(面接審査)	令和5年1月中旬～下旬(予定)
	2次審査結果通知	2月上旬～中旬(予定)
屋台営業候補者決定通知		2月上旬～中旬(予定)
営業区画選択会		2月中旬(予定)
講習会		2月下旬～3月上旬(予定)
各種許可申請		4月～6月(予定)
営業開始日		6月1日(木)～7月31日(月)(予定)

(問い合わせ先)
 経済観光文化局国際経済・コンテンツ部
 まつり振興課 濱田
 電話：092-711-4084 (内線2130)

【屋台数の推移】



※ 廃業理由

- ・体調不良、高齢 7 軒
- ・継続が難しい 1 軒
- ・公募への応募 1 軒

【過去の公募実績】

区分	募集開始	募集区画数	応募者数	営業開始	当初の営業者数	現在の営業者数
第1回	H28.9	28 区画	108 人	H29.4~	23 人	18 人
第2回	H30.12	14 区画	22 人	R1.8~	9 人	7 人
第3回	R2.10	10 区画	21 人	R3.10~	5 人	5 人

1 募集区画の考え方

〔条例第9条、第32条
規則第7条、第16条〕

- ・屋台が連なり定着している場所
- ・条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所
- ・地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所

2 募集区画数

募集区画の考え方に基づき、**5地区で13区画**を募集する。

(13区画の内訳)

- ・前回公募区画 5区画 ●
- ・屋台廃業区画 8区画 ●

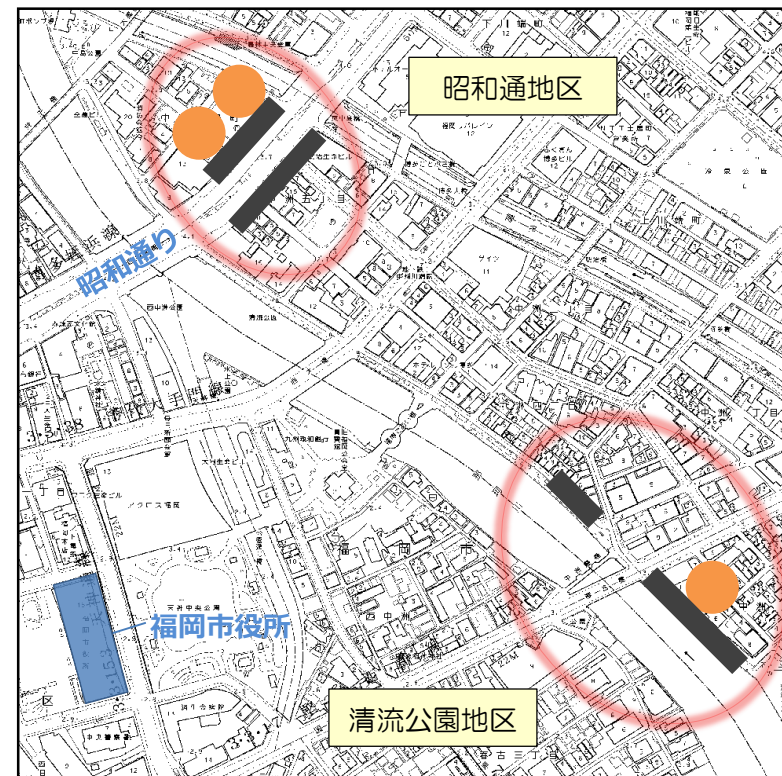
3 募集区画（地区）

※「別紙2 募集区画詳細図」参照

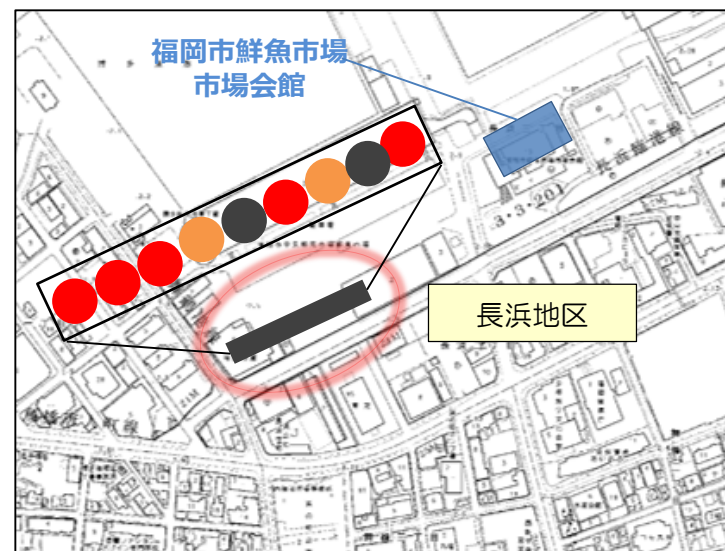
【合計：5地区・13区画】

(天神) 2地区3区画

(中洲) 2地区3区画



(長浜) 1地区7区画

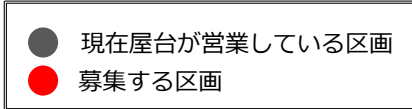


- 市道・公園上の屋台の並び
- 現在屋台が営業している区画

1 募集方法

○ 地区ごとの募集

「昭和通」、「清流公園」、「天神中央」、「渡辺通」、「長浜」の5つの地区に分けて募集し、同じ地区に募集区画が複数ある場合は、地区ごとの成績上位者から順に、希望区画を選択できる



○ 複数地区への応募

(前回) 最大2地区まで応募が可能



(今回) **希望する全ての地区への応募が可能**

- ・ 応募者の選択肢が増え、合格者数を増やすことができる
- ・ より優秀な応募者を合格者とすることができる（得点上位の者同士で希望が競合すると、その中で下位の者は、全体では成績上位であっても落選となり、補欠候補者(※)としていた）

※ 落選者のうち成績上位の者を、辞退者等が出た場合に合格者（営業候補者）とすることができる制度で、今回も実施

○ グループ応募（長浜地区のみ）

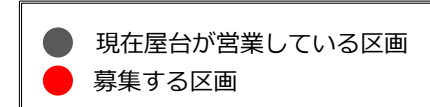
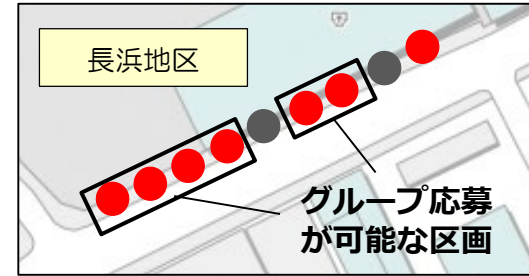
長浜地区の連続する募集区画において、2～4名を1組としたグループでの応募を可能とする

(前回) グループ応募は、第1希望でないと応募できない



(今回) **第2希望以下でも応募が可能**

- ・ グループ応募の可能性を増やすことができる



<グループ応募のメリット>

- ・ 2次審査において「**グループ提案**」を評価し、**加点**（資料4に記載）
- ・ 長浜地区でのグループ営業を第1希望とする場合は、**個人応募に優先してグループ応募を選考**する

<グループ営業のメリット（想定）>

- ・ 団体客の受け入れや、異なるメニューでハシゴがしやすい
- ・ 共同での仕入れや仕込み場の共有などで、コストを削減しやすい
- ・ ハシゴ酒クーポンを作るなど、共同プロモーションがしやすい

○ **補充募集（新たな取組）**

- ・ 審査の結果、**営業候補者が決定しなかった区画については、引き続き募集を行う**（今回公募の一連の募集として実施）
- ・ 補充募集における募集手続きや審査の流れは、基本的に、通常の募集と同様

2 応募資格

- ・ 満18歳以上の個人
- ・ 福岡市の市税に係る徴収金を滞納していない
または福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していない
- ・ 屋台営業の占用許可の不更新、停止、取消しの措置を受けたことがない
- ・ 暴力団員でない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない

※応募時に屋台営業者である者にあつては、令和5年6月1日以降は、現在の屋台営業を続けることはできない